

今年もアツいぞ！ちばの夏！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症が疑われる人を見かけたら・・・

飲ませろ！

(水分&塩分補給)



冷やせ！

(衣服をゆるめ、からだを冷やす)



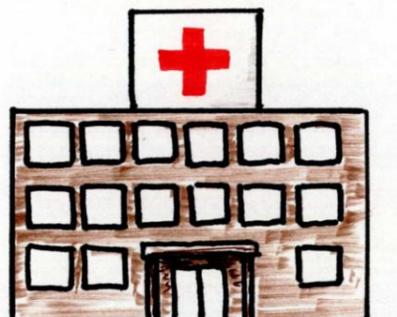
涼しい場所へ！

(涼しい場所へ避難させる)



意識がないなら救急車！！

(意識がない、自力で水が飲めない場合はすぐに救急車を呼びましょう！)



こまめに水分と休憩を取って熱中症を予防しましょう！

厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

期間 2019年5月1日から9月30日まで(4月は準備期間、7月は重点取組期間です)

のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりするなどにより発症する障害を総称して熱中症といいます。熱中症によりめまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれます。
- 摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょう。

休憩場所は整備していますか？

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備えましょう。

日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与える恐れがあります。
⇒健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。
また、朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じて救急車を要請し医師の診察を受けさせてください。
 - ① 涼しい日陰か冷房が効いている部屋などに移す。
 - ② 衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
 - ③ 自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

ご不明な点がございましたら、千葉労働局または各労働基準監督署へお問い合わせください。